

10 海岸漂着物対策の推進について

(環境省、農林水産省、国土交通省)

【内容】

海岸漂着物対策を推進するため、海岸漂着物等の回収・処理及びその発生抑制に要する経費について、必要な財政上の措置を講ずること。

(背景)

- 平成 21 年 7 月 15 日に、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)が公布・施行された。
- この海岸漂着物処理推進法の第 29 条第 1 項で、「政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。」とされている。このため、国の平成 21 年度第 1 次補正予算において、23 年度までの 3 年間の期間限定として「地域グリーンニューディール基金事業」(総額 550 億円：海岸漂着物地域対策推進事業は別枠 50 億円)が創設されたところである。
- 本県においても、海岸漂着物処理推進法第 14 条第 1 項に基づき、策定した海岸漂着物対策推進地域計画において定める、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、平成 21 年度から 23 年度までの期間で、この基金を活用し、海岸漂着物対策を実施してきた。
- しかし、海岸漂着物対策は、今後も長期的に実施する必要がある、海岸漂着物処理推進法に基づき、継続的な財源措置を求めるものである。

(参 考)

《海岸漂着物対策に係る助成制度概要》

地域グリーンニューディール基金（海岸漂着物地域対策推進事業）

所管官庁	環境省
実施主体	都道府県
事業内容	海岸漂着物の集積が著しく、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための地域計画の策定に関する事業、地域計画に盛り込まれる、又は今後盛り込まれることが想定される海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する事業
補助率	10/10
実施期間	平成21年度から平成23年度までの3年間

災害等廃棄物処理事業費補助金

所管官庁	環境省	
実施主体	市町村（一部事務組合を含む）	
目的	災害その他の事由により、特に必要となった廃棄物の処理を行うため	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	<ul style="list-style-type: none">・ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分・ 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物・ 災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 等	<ul style="list-style-type: none">・ 海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上 <ul style="list-style-type: none">・ 降雨：最大24時間雨量が80mm以上・ 暴風：最大風速15/sec以上 等	<ul style="list-style-type: none">・ 1市町村の処理量150m³以上・ 海岸保全区域外の海岸への漂着 等
補助率	1/2以内	

災害関連緊急大規模漂流流木等処理対策事業（災害復旧事業）

所管官庁	国土交通省、農林水産省
実施主体	海岸管理者（都道府県・市町村）
目的	洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものである流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施
採択基準	海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000m ³ 以上
補助率	1/2以内